

地域県土警察常任委員会資料

(令和6年4月19日)

[件名]

- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第25報)
(原子力安全対策課) … 2

- 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への
申入れについて
(原子力安全対策課) … 3

危 機 管 理 部

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第25報）

令和6年4月19日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る原子力規制委員会による審査状況等は次のとおりです(前回報告は3月19日)。

1 島根原子力発電所2号機

令和3年9月15日発電用原子炉設置変更許可。令和5年8月30日設計及び工事の計画認可。

(1) 審査

ア 保安規定変更認可申請の審査

平成25年12月25日申請。

補正書提出2回、審査会合5回、ヒアリング30回（4月18日現在）。

3月28日と4月18日に4回目と5回目の審査会合が開催された。4回目の審査会合では非常用ディーゼル発電機の7日間連続運転に必要な量の潤滑油を保有していることを説明した。5回目の審査会合では、3回目の審査会合（2月22日）で指摘された高濃度の降灰継続時における非常用ディーゼル発電機の健全性確認について、機能喪失しないことを回答した。いずれも原子力規制委員会から異論は出ず、保安規定変更の審査については収束した。

イ 使用前事業者検査（前回報告から変化なし）

令和5年3月29日開始。安全対策工事が、設計及び工事の計画どおりに行われていること等を事業者自らが確認する検査。

令和5年9月11日に中国電力は使用前確認申請書を提出し、再稼働を令和6年8月と公表。

(2) 安全対策工事（前回報告から変化なし）

中国電力は安全対策工事の完了予定時期を令和6年5月と公表。現在は防波壁の補強工事や津波漂流物対策工事等を行っている。

(3) 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の審査（前回報告から変化なし）

平成28年7月4日申請。補正書提出1回、審査会合22回。

(4) 高経年化対策

平成30年2月7日申請。補正書提出5回、審査会合10回。

3月29日に高経年化対策に係る長期施設管理方針を補正した。補正の内容は、3月7日の審査会合で中国電力が説明した長期施設管理方針の内容（ケーブルの取替方針、配管の厚みの管理方法等）を反映させるものである。

2 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

平成30年8月10日申請。補正書提出2回、審査会合6回。

3 島根原子力発電所1号機廃止措置計画変更認可の審査

令和5年12月11日申請。審査会合1回。ヒアリング3回（4月18日現在）。

4月1日に中国電力は廃止措置計画変更認可申請書を補正（2回目）した。廃止措置計画には廃止措置に必要な費用（廃炉費用）とその資金の調達方法を記載することが定められており、今回の補正は、原子力事業者が引当金として積み立てていた廃炉費用を使用済燃料再処理・廃炉推進機構[※]への外部拠出金に変更するものである。

※ 使用済燃料再処理・廃炉推進機構：使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう平成28年に設立された「使用済燃料再処理機構」が令和6年4月1日に名称変更し、新たに全国の原子力発電所の廃炉推進を行う。各事業者から納付される拠出金を廃炉資金として確保・管理・支払いの役割を担う。

能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて

令和6年4月19日
原子力安全対策課

令和6年能登半島地震の経験に鑑みた島根原子力発電所2号機に係る対策等について、原子力安全対策プロジェクトチーム会議で県、米子市及び境港市の三者による協議・合意を経て、中国電力及び国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れを行いました。今後、各々の検証を経て回答を受ける予定です。

1 原子力安全対策プロジェクトチーム会議

- (1) 日時 4月4日（木）午後2時～2時15分
- (2) 場所 第4応接室（県庁本庁舎3階）
- (3) 対応者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
- (4) 議題 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力及び国への申入れについて
- (5) 結果 申入れ内容について協議し、合意した。

2 中国電力への申入れ

- (1) 日時 4月4日（木）午後2時50分～3時10分
- (2) 場所 中国電力株式会社鳥取支社大会議室
- (3) 対応者 〔中国電力〕北野代表取締役副社長執行役員、長谷川常務執行役員島根原子力本部長、
藪根常務執行役員鳥取支社長
〔鳥取県等〕平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
- (4) 申入れ内容
令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について（詳細は次項参照）
- (5) 中国電力からの主な発言
 - ・現時点では追加対策は不要と考えているが、国や電力事業者独自で実施している能登半島地震の検証を踏まえ、新たな知見があれば適切に対応する。
 - ・安全性の追求に終わりはないという覚悟のもと、仮に事故が発生しても被害を発電所構内に止めるような安全性の向上を不断に追求していく。

3 国への申入れ

- (1) 日時・対応者 4月5日（金）、平井知事、伊達市長（境港市）、伊澤副市長（米子市）
- (2) 申入れ省庁、面会者等

申入省庁	原子力規制委員会	内閣府(原子力防災担当)	経済産業省
申入内容 ※詳細は次項参照	令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について	令和6年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について	令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について
面会者 〔場所〕	片山原子力規制庁長官 〔原子力規制委員会〕	伊藤内閣府特命担当大臣 (兼環境大臣)〔環境省〕	岩田経済産業副大臣 〔経済産業省〕
申入れに対する 主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保に影響のある問題は生じておらず、新たな知見があれば規制基準に取り入れるか議論を進める。 ・島根原発2号機は、非常用電源の確保、断層連動の可能性等について審査で確認しており、現時点で判断を変える新たな知見はない。 ・屋内退避の運用のあり方について検討チームにて議論を進めるが、避難計画の改定を求めるものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応は元々、複合災害を想定している。 ・避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は具体的かつ合理的であり、直ちに計画の改定を求めるものはない。 ・原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、今後も充実強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の再稼働は安全性の確保が大前提である。 ・『新規制基準の審査に既に合格した原発は現時点で運転停止を命令する考えはない』との規制委の見解を確認している。 ・『県等の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は具体的かつ合理的である』との内閣府の見解を確認している。 ・原子力規制の下で事業者に不断の安全性の向上に努めるよう指導していく。



< 申入れ内容 (照会事項) >

照会先	照会事項
原子力規制委員会	<ol style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避難計画について修正を必要とする影響はあるのか。
内閣府(原子力防災)	<ol style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要があるのか。 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。
経済産業省(資源エネルギー庁)	<ol style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えているが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機の安全確保に向けてどのような対策を求めるのか。 3～5 原子力規制委員会への照会事項の1、2、3 6～8 内閣府(原子力防災)への照会事項の1、2、3
中国電力株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機の安全確保対策はどのようなのか。追加する対策が必要であればどうするのか。 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があった。島根原子力発電所ではどのようなのか。改善が必要であればどうするのか。 新規規制基準に適合している島根原子力発電所2号機について、同地震を踏まえて安全性についてどう認識しているのか。継続的な安全性向上に向けてどのような取組を実施するのか。 同地震の教訓を踏まえ、大規模な自然災害と原子力災害の複合災害が起り、孤立集落発生、家屋倒壊、道路損傷等により屋内退避や避難が困難となる住民が生じた場合について、貴社において屋内退避や避難の完全実施に向けどのような対策を考えているのか。